要望書案

大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会 中央執行委員会委員長 奥村 晃大

はじめに

この要望書は、大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会(以下、学生自治会)が平成29年11月6日から11月17日の期間に実施した要望アンケートなどを通して寄せられた、大阪府立大学(以下、本学)の学生が抱く要望・意見をまとめたものです。

先日、大阪府議会本会議において、平成31年4月に本学と大阪市立大学の統合(以下、府市大統合)を目指し、新法人の事務所を大阪市に置くなどの内容が含まれた大学法人統合案が可決しました。本学が新たなる変革を迎えようとしている今、本学の一員である学生が日々の学生生活の中で抱いた要望・意見が実現されることは、今後の大学運営をより学生の実情に即したものにする一助となるものと学生自治会は考えます。

本学の更なる発展のためにも、学生自治会はこの要望書の内容を積極的に大学運営に取り入れていただくことを強く望みます。

甚だ身勝手なお願いですが、平成30年4月末までに各要望項目に対するご回答をいただけるよう、よろしくお願いします。

<要望項目一覧>

I.	自転車に関する要望	p.2
II.	情報設備に関する要望	p.3
III.	食事販売所に関する要望	p.4

I. 自転車に関する要望

I. ノー自転車ゾーン及びゾーン周辺を改善すること[資料1-1,1-2]

本学では、学生の自転車マナーの改善および学生会館工事に伴う安全確保を目的として、平成29年5月より全日、学生会館周辺で自転車を使用することを禁止するノー自転車ゾーンが設置されています。そこでノー自転車ゾーンにおける学生の実情を知るため、平成29年7月27日から8月10日までノー自転車ゾーンアンケートを行ったところ、「不便」「景観が悪くなった」などの否定的意見が多く寄せられました。

大学内での自転車の利用は広大な大阪府立大学における授業施設の移動や食事において重要であり、自転車利用の中心である学生会館周辺のノー自転車ゾーン化は自転車利用者にとって非常に不便です。そのほか、ノー自転車ゾーン周辺に置かれているゲートやバリケードなどがバリアフリー設備の妨げとなり、また景観を損なう要因にもなっています。したがって、現在のノー自転車ゾーンの運用方法では、自転車を利用する学生に必要以上の不利益を与えていると学生自治会は考えます。

また、ノー自転車ゾーン設置後、ノー自転車ゾーン周辺における違反駐輪が増加し通行の妨げとなるという旨の意見も多数寄せられました。ノー自転車ゾーンの事前周知の不足もあり、学生は自転車使用の制限による駐輪場などへの移動の不便さに対応しきれていません。結果的に、ゾーン外での自転車利用者のマナー違反を増長させ自転車を利用していない学生の迷惑となっていました。現在は駐輪禁止のバリケードよりノー自転車ゾーン周辺の違反駐輪は減少しましたが、全てのマナー違反が改善したとは言えず、ノー自転車ゾーンに対する学生の不満は解消されていないと考えられます。

ノー自転車ゾーン設置における学生の不満を解消するために、自転車利用者がストレスフリーに自転車を使用でき、また違反駐輪を減らすためにもノー自転車ゾーン周辺における新たな駐輪場の設置が必要であると考えます。また、自転車利用者の自転車使用における事故防止の目的を達成するためであるならば、混雑時間帯のみの取り締まりや、少なくとも自転車から降りた状態での通行、また休日の通行は許可されるべきであると学生自治会は考えます。その他にも、ゲートやバリケードによるバリアフリーや景観の問題など、改善すべき点は多々あると考えられます。

よって、学生自治会は要望項目Iの実現を要望します。

II. 情報設備に関する要望

Ⅱ. 情報設備を充実させること[資料2-1,2-2,2-3]

本学では授業や課外活動でインターネットを使う機会が多いため、PCや学内Wi-Fi といったインターネット設備が設置されています。一方、デスクトップPC使用の時間帯は各教室・施設の授業時間および開館時間によって制限されています。貸し出ししているノートPCにおいてもスペックの問題など、情報設備に関して不満・意見が寄せられました。また学内Wi-Fiは、使用制限の多いOPU-Learningのみ学生が登録なしで常時利用でき、ほとんど制限なしで利用できるOPU-Studentは使用機器が限られるだけでなく、多くの手順を踏む必要があります。そのほか、学内での電波がそもそも悪く、Wi-Fi以外のインターネット利用ができないという旨の意見も寄せられました。

本学では授業中インターネットを用いることもあるほか、授業時間外の学習においてもインターネットを利用した作業を必要としており、自由なインターネットの利用が難しい現状は学生にとって非常に不便です。そのため、学生にとって便のいい場所におけるPC設備の増加や、学内Wi-Fiの自由化は急務であると学生自治会は考えます。特に、他大学の多くでは学内Wi-Fiを学生が自由に利用でき、府市大統合も控えている今、本学での学内Wi-Fiの自由化は円滑な授業進行や学習、統合後の学生生活を快適にするためにも最優先で行われるべきと学生自治会は考えます。

よって、学生自治会は要望項目Ⅱの実現を要望します。

III. 食事販売所に関する要望

Ⅲ. 食事販売所を増加させること[資料3-1,3-2]

本学には現在、食堂や生協購買などの食事販売所がおかれています。また、昨年食事をする場所の増加として食堂の増設も行われました。しかし、食事をする場所が増加した一方、食堂や生協購買は昼休み時点で非常に混雑しており、学生の食事購入において非常に不便となっています。また、学生会館周辺に食事販売所が密集しているため授業教室のある棟によっては食事販売所まで非常に遠く、またノー自転車ゾーンにより食事をする場所への自転車移動が不便となっています。その上増設した食堂においても座席が埋まることがあり、時間内の食事が難しいなど様々な意見が寄せられました。

加えて、本学では食事販売所のうちほぼ全てが生活協同組合の営業であり、食事に飽きる、値段が高い、口に合わないなど不満を持っている学生も少なくありません。 生協以外の企業や食事販売業者が出店しておらず、学内の食事販売に関して生協の独 占状態となっている現状は食事の種類や質、値段において学生の選択の幅を狭くして おり大学に対する不満の一つとなっていると学生自治会は考えます。

学生の要望や実情に即した食事販売所の増設、また他企業および外部の食事販売業者の誘致は、より快適な学生生活の実現の一助になると学生自治会は考えます。

よって、学生自治会は要望項目Ⅲの実現を要望します。